

令和 3年 4月 1日

お客様各位

小田原第一信用組合

### 各種預金等規定電子化について

小田原第一信用組合は、環境に配慮した取組みを推進するために、令和2年4月1日より各種預金等規定を電子化しましたが、令和3年4月1日より未利用口座管理手数料を導入したことに伴い、「19. 未利用口座管理手数料規定」を新設し、追加いたしました。電子化により、当組合ホームページにて最新の規定等をご確認いただけるようになることから、誠に勝手ながら、当組合窓口および郵送での預金等規定の配布を終了させていただきます。

何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 電子化する預金等規定

1	総合口座取引規定	令和2年4月1日 より電子化
2	普通預金（無利息型普通預金を含む）規定	
3	自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	
4	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	
5	期日指定定期預金規定	
6	自動継続期日指定定期預金規定	
7	自由金利型定期預金規定（大口定期）	
8	自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）	
9	変動金利定期預金規定	
10	自動継続変動金利定期預金規定	
11	定期積金規定	
12	納税準備預金規定	
13	貯蓄預金規定	
14	一般当座預金規定	
15	だいしん年金定期預金規定	
16	預金等の不正な払戻しへの対応に係る預金規定（特約形式） の制定について	
17	盗取された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補填 ならびに本人確認の取扱いに関する特約	
18	キャッシュカード等関係規定	令和2年4月9日 より電子化
19	未利用口座管理手数料規定	令和3年4月1日新設

以上